

自動車共済ロードサービス

ロードアシスタンス利用規定

■ 用語の定義

このロードアシスタンス利用規定において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	説明
ロードアシスタンス	第5条（ロードアシスタンス提供条件と内容）に定める次の①から⑤までのものをいいます。 ① レッカーけん引 ② 応急処置 ③ 宿泊移動サポート（ロードアシスタンス宿泊移動費用特約を付帯した場合のみ対象） ④ 燃料切れ時の給油サービス ⑤ スタック等引き出しサービス
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
ロードアシスタンス運営者	当組合がロードアシスタンスの運営を委託している株式会社プライムアシスタンスをいいます。
サービス実施者（ロードアシスタンス業者）	ロードアシスタンス運営者からの取次ぎまたは手配により、実際にロードアシスタンスを実施する者をいいます。
専用デスク	ロードアシスタンスの利用申込みを受け付ける連絡先をいいます。
走行不能	自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。ただし、被共済自動車について直接生じた偶然な事由（事故、故障またはトラブル）に起因する場合に限り、（ぬかるみや積雪などにより、スリップするなどして単に動けない状態はこれに含まれません。）
自宅	共済証書記載の記名被共済者の住所、または被共済自動車の主たる保管場所をいいます。法人契約の場合は主として被共済自動車を使用する店舗・営業所などの所在地をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
J A F	一般社団法人日本自動車連盟をいいます。
被共済自動車の所有者	次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ① 被共済自動車所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 被共済自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、被共済自動車を所有する者

反社会的勢力	暴力団、暴力団員（注）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。 （注）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
--------	--

第1条（規定の目的など）

(1) 本規定は、当組合の自動車共済契約に対して提供するロードアシスタンスの事項を定めたものです。

(2) 次条に定める利用対象者は、本規定を承認のうえ、本ロードアシスタンスの提供を受けることができます。

（注）ロードアシスタンスの内容は、予告なく中止、変更となる場合があります。

第2条（利用対象者の定義）

(1) 本規定において、利用対象者とは、次のとおりとします。

区 分	利用対象者
① 第5条（ロードアシスタンス提供条件と内容）①、②、④および⑤	① 記名被共済者 ② 被共済自動車の所有者 ③ 被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者（注2）
② 同条③	被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者（注2）

(2) (1) の規定にかかわらず、利用対象者が次の①から③までのいずれかに該当する場合は、利用対象者を含みません。

① 被共済自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車に搭乗中の者（注2）

② 極めて異常かつ危険な方法で被共済自動車に搭乗中の者

③ 業務として被共済自動車を受託している自動車取扱業者

(3) (1) の規定にかかわらず、利用対象者が次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は、利用対象者を含みません。

① 反社会的勢力に該当すると認められること。

② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(4) ロードアシスタンス提供後、利用者がロードアシスタンスの利用対象者ではないことが判明した場合は、ロードアシスタンス提供に要した費用は、すべて利用者の負担とします。

（注1）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注2）一時的に被共済自動車から離れている者を含みます。

第3条（ロードアシスタンスの提供対象契約）

ロードアシスタンスの提供対象となる契約は、「ロードアシスタンス特約」を適用する契約とします。

第4条（ロードアシスタンスの提供要件）

ロードアシスタンス運営者は、利用対象者が第7条（利用対象者の義務）（1）の規定に従い、提供対象となるロードアシスタンスの利用申込みを行った場合であって、次条のロードアシスタンス提供条件に該当するときは、サービス実施者により、このロードアシスタンスを提供するものとします。なお、ロードアシスタンスを提供した場合であっても、それだけではノンフリート等級別掛金率制度における事故の件数には含まないため、継続後契約のノンフリート等級や共済掛金には影響しません。

第5条（ロードアシスタンス提供条件と内容）

本規定により提供するロードアシスタンスの提供条件、内容および利用対象者の負担となる費用は次のとおりです。

① レッカーけん引

■ 提供条件	被共済自動車が行走不能となること。
■ 内容	<p>走行不能となった地から利用対象者の指定する修理工場までレッカーけん引を行います。ただし、レッカーけん引の対象となる費用は、②の応急処置にかかる費用と合計で 15 万円を限度とします。</p> <p>（注1）レッカーけん引には、積載車（キャリアカー）による搬送、けん引専用ロープでのけん引などを含みません。</p> <p>（注2）レッカーけん引を行うために必要なクレーン作業、修理工場等へのレッカーけん引に必要な仮修理を実施した費用などを含みます。</p> <p>（注3）JAF会員については、原則としてJAFに取次ぎを行います。</p> <p>（注4）レッカーけん引の費用については、「ロードアシスタンス特約」の運搬費用として支払います。</p>
■ 利用対象者の負担となる費用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用対象者都合により車両保管費用が発生した場合の費用 ・利用対象者の指定する修理工場へのレッカーけん引の場合で、「応急処置」の費用と合計で 15 万円を超えた距離分に相当するレッカーけん引費用 ・謝礼金または謝礼のための贈答品の購入費用等 ・JAF入会金、年会費

② 応急処置

■ 提供条件	被共済自動車が行走不能となること。
■ 内容	<p>走行不能となった地で、30 分程度で対応可能な応急の処置を行います。</p> <p>〈主な応急処置〉</p> <p>バッテリーの点検／バッテリーのジャンピング（バッテリー上がりの際にケーブルをつないでエンジンをスタートさせること）／鍵開け（国産・外車シリンダーインロック開錠）／脱輪時の路面への引上げ／パンク時のスペアタイヤ交換、タイヤ廻り点検（チェーン脱着を除きます。）／冷却水補充／ボルトの締付け／バルブ・ヒューズ取替え など</p> <p>（注1）対象となる費用は 15 万円限度です。</p> <p>（注2）30 分程度で対応可能な応急処置に該当するか否か</p>

	<p>の判断は、当組合、JAFまたはロードアシスタンス運営者のいずれかの判断によるものとします。</p> <p>(注3) バッテリーのジャンピングは、共済期間中3回までの利用に限ります。なお、当組合、ロードアシスタンス運営者、サービス実施者またはJAFからバッテリー点検・交換が必要である旨をご案内したにもかかわらず、そのご対応をいただけないまま再度同一の被共済自動車にバッテリー上がりが生じたなど、明らかな整備不良と認められる場合は、ロードアシスタンスの対象外となる場合があります。</p> <p>(注4) セキュリティ装置付車両の鍵開けについては対応できない場合があります(レッカーけん引等にて対応します。)</p> <p>(注5) パンク時にスペアタイヤを保持していない場合は、被共済自動車に積載しているお客さま所有の簡易修理キットでの応急処置などを行います。</p> <p>(注6) パンクの修理は対象外です(JAF会員は対象です。ただし、JAFが作業した場合に限ります。)</p> <p>(注7) チェーン脱着は対象外です(JAF会員は対象です。ただし、JAFが作業した場合に限ります。)</p> <p>(注8) 利用対象者都合による季節用タイヤとの交換は対象外です。</p> <p>(注9) JAF会員については、原則としてJAFに取次ぎを行います。</p> <p>(注10) 応急処置の費用については、「ロードアシスタンス特約」の応急処置費用として支払います。</p>
<p>■ 利用対象者の負担となる費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー充電代 ・鍵の再作成費用 ・部品代、消耗品(オイル・冷却水など)代など ・30分程度で対応できない場合の超過作業費用 ・15万円を超えた作業分に相当する作業費用 ・被共済自動車が積雪や凍結などによってスリップする状態、または砂浜もしくは泥道などのために走行が困難な状態からの脱出作業を行う場合のその脱出に必要な作業費用など(JAF会員は対象です。ただしJAFが作業した場合に限ります。) ・謝礼金または謝礼のための贈答品の購入費用等 ・JAF入会金、年会費 ・事故、故障またはトラブル以外での点検費用 <p>(注) JAF会員の場合は、第10条(利用対象者がJAF会員である場合の特則)に定める優遇措置がありません。</p>

③ 宿泊移動サポート（ロードアシスタンス宿泊移動費用特約を付帯した場合のみ対象）

<p>■ 提供条件</p>	<p>①のレッカーけん引の対象となり、レッカーけん引が行われた場合であって、次のアまたはイのいずれかに該当すること。</p> <p>ア. 出発地、自宅または当面の目的地への移動が困難となること。</p> <p>イ. 地理的、物理的な条件により、走行不能となった地の最寄りのホテル等有償の宿泊施設に宿泊をせざるを得ないこと。</p>
<p>■ 内容</p>	<p>代替交通機関および宿泊施設の紹介や手配を行うとともに、利用対象者が負担した次の①および②の費用を、後日所定の額を限度に支払います。</p> <p>① 宿泊費用利用対象者1名につき1万円限度（1泊分に限りません。）</p> <p>② 移動費用利用対象者1名につき2万円限度（合理的な経路および方法によるものに限りません。）</p> <p>（注1）代替交通機関および宿泊施設の紹介や手配は、走行不能となった地、時間帯等によっては提供できない場合があります。</p> <p>（注2）代替交通機関とは、タクシー、バス、レンタカー、電車、飛行機、船舶などをいいます。</p> <p>（注3）タクシー、レンタカー費用については、1台につき2万円を上限とします。</p> <p>（注4）宿泊費用、移動費用については、「ロードアシスタンス宿泊移動費用特約」の宿泊費用、移動費用として支払います。</p> <p>（注5）この共済契約に「ロードアシスタンス代車費用特約」または「事故・故障時代車費用特約」が付帯されており、これらの特約により共済金が支払われる代車費用がある場合は、その代車費用については支払対象外となります。</p>
<p>■ 利用対象者の負担となる費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1万円を超える宿泊費用および2万円を超える移動費用に相当する費用（ロードアシスタンス運営者が紹介・手配を行った場合を含みます。） ・ 飲食費用等、宿泊または移動以外の目的でのサービス料金 ・ 謝礼金または謝礼のための贈答品の購入費用等 ・ 移動の手段として利用対象者がタクシー、バス等以外の自動車（家族、友人等の自動車、レンタカーなど）を利用した場合の燃料代または有料道路料金 ・ 事故、故障またはトラブルの発生前に利用・宿泊を予定していた宿泊施設などを利用する場合にかかる宿泊費など

④ 燃料切れ時の給油サービス

<p>■ 提供条件</p>	<p>被共済自動車、燃料切れにより自力で走行できない状態となること。</p>
<p>■ 内容</p>	<p>共済期間中1回に限り、ガソリン（レギュラー、ハイオクに限ります。）または軽油を最大10リットルまで無料で提供します。 （注1）高速道路のサービスエリア内など、利用者自身で調達可能な場合はサービスの対象外となります。 （注2）サービス実施者によっては運搬容器などの都合上、10リットルまで提供できない場合があります。 （注3）ガソリン、軽油を燃料としない電気自動車などの場合は、充電または燃料補給が可能な場所までのレッカーけん引のみを行います。（30km 限度） （注4）自宅での燃料切れは対象外となります。 （注5）専用デスクへ事前に連絡がなく、利用者自身で調達した場合の費用については、支払対象外となります。</p>
<p>■ 利用対象者の負担となる費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共済期間中に生じた2回目以降の「燃料切れ時の給油サービス」にかかる費用（サービスカーの出動料、現場での作業料、燃料代など発生する費用の全額が利用対象者の負担となります。） ・ガソリン、軽油を燃料としない電気自動車などの充電代、燃料代等 ・JAF入会金、年会費

⑤ スタック等引き出しサービス

<p>■ 提供条件</p>	<p>積雪のある路面または凍結した路面において被共済自動車を使用することにより、タイヤのスリップまたは走行が困難となる状態（以下「スタック等」とします。）が生じ、脱出作業を要する状態となること。ただし、被共済自動車、雪道用スタッドレスタイヤまたは雪道用タイヤチェーンを装着している場合に限りません。</p>
<p>■ 内容</p>	<p>スタック等からの脱出作業（引き出し）を行います。 （注）専用デスクへ事前に連絡がなく、利用者自身で作業を手配した場合の費用については、支払対象外となります。</p>
<p>■ 利用対象者の負担となる費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被共済自動車、雪道用スタッドレスタイヤ、雪道用タイヤチェーンを装着していない場合の「スタック等引き出しサービス」にかかる費用（JAF会員は対象です。ただし、JAFが作業した場合に限りません。） ・被共済自動車を第6条（ロードアシスタンスの提供を行わない場合）(2)の⑩のイからエまでに該当する路面等において使用することによりスタック等が生じ、その脱出作業を行う場合における作業費用など（JAF会員は対象です。ただし、JAFが作業した場合に限りません。） ・JAF入会金、年会費

第6条（ロードアシスタンスの提供を行わない場合）

- (1) ロードアシスタンス運営者は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、ロードアシスタンスの提供を行いません。
- ① 利用対象者がロードアシスタンスの提供を希望する対象車両が、被共済自動車でない場合、または共済期間外にロードアシスタンスの提供の対象となる事象が発生した場合
 - ② ロードアシスタンスの提供を希望する対象車両が、日本国外にある場合
 - ③ 車検の有効期間が切れた車両の搬送または廃車を目的とした車両搬送など、事故、故障またはトラブルに起因しない車両搬送の場合
- (2) ロードアシスタンス運営者は、次の①から⑭までのいずれかに該当する事由によって生じた被共済自動車の事故、故障またはトラブルに対しては、ロードアシスタンスの提供を行いません。
- ① 利用対象者の故意または重大な過失
 - ② 被共済自動車にメーカーの示す仕様と異なる改造、整備を加えていた場合（違法なエンジンの改造・違法なローダウン車・違法なエアロパーツ装着車などを含みます。）
 - ③ メーカーが発行するマニュアルおよび車両貼付の注意・警告ラベルなどに示す取扱いと異なる使用または仕様の限度を超えて使用された場合
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑥ 核燃料物質もしくはこれによって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性
 - ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ ④から⑦までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑩ 詐欺または横領
 - ⑪ 被共済自動車を競技もしくは曲技のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用すること。
 - ⑫ 被共済自動車を次のアからエまでのいずれかに該当する路面等において使用すること。ただし、被共済自動車に走行不能の直接の原因となるべき損害が生じていない場合に限り、アからエまでのいずれかに該当する路面等において使用すること。
 - ア．積雪のある路面または凍結した路面（雪道用スタッドレスタイヤまたは雪道用タイヤチェーンを装着している場合を除きます。）
 - イ．降雨、降雪、融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ
 - ウ．轍
 - エ．砂地、湿地、沼地その他これらに類する軟弱な地盤
 - ⑬ 被共済自動車の盗難。ただし、被共済自動車の部分品または付属品のみの盗難を除きます。
 - ⑭ 被共済自動車の鍵の紛失

- ⑮ 燃料切れ。ただし、「燃料切れ時の給油サービス」は対象となります。
- (3) ロードアシスタンス運営者は、次の①から③までのいずれかに該当する間に生じた被共済自動車の事故、故障またはトラブルに対しては、ロードアシスタンスの提供を行いません。
- ① 利用対象者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している間
 - ② 利用対象者が道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している間
 - ③ 利用対象者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している間
- (4) ロードアシスタンス運営者は、次の①から⑦までのいずれかに該当する場合は、ロードアシスタンスの提供を行いません。ただし、利用対象者が前条の費用を自ら負担した場合は、第11条（特約による共済金の支払い）に従い取り扱います。
- ① 利用対象者が専用デスクへ事前の連絡なしに、レッカー業者・修理業者などの各種業者を手配された場合。ただし、やむを得ない事情により、利用対象者が専用デスクへ事前の連絡ができなかったものと当組合が認めた場合を除きます。
 - ② 利用対象者が、正当な理由がなく、次条に違反した場合
 - ③ 一部の離島、地域などサービス実施者が出勤できない場所または造成地、私有地、レース会場などでサービス実施者が立ち入ることができない場所である場合
 - ④ ロードアシスタンス運営者またはサービス実施者が、次のアからウまでのいずれかに該当すると判断した場合
 - ア. 地域、時季、気象、道路状況（注）などにより、ロードアシスタンスの提供・実施が困難であること。
 - イ. 一般的なレッカー車、けん引車において技術的にロードアシスタンスの実施が困難であること。
 - ウ. ロードアシスタンスの内容、趣旨などに対し、ロードアシスタンス提供が不適切であること。
 - ⑤ 航空機、船舶による輸送期間中の場合
 - ⑥ ロードアシスタンス提供時に第三者の所有物に損害を与えることが想定される場合で、第三者の承諾が得られないとき
 - ⑦ ロードアシスタンスの提供を希望する対象車両の状況により、作業時およびレッカーけん引時に、車体へ損傷を与えるおそれがある場合において、作業に関する同意を利用対象者から得ることができない場合
- （注）凍結道路・未除雪道路・未整地地域・海浜・河川敷などの自動車の運行が極めて困難な状況をいいます。

第7条（利用対象者の義務）

- (1) 利用対象者は、ロードアシスタンスを利用する場合は、事前に専用デスクに利用申込みの連絡を行わなければなりません。
- (2) 利用対象者は、ロードアシスタンスの提供を受ける場合は、ロードアシスタンス運営者およびサービス実施者の指示に従い、必要な協力を行わなければなりません。
- (3) 利用対象者は、道路交通法その他の法令、交通規則を守り、他人に迷惑を及ぼすような行為を行ってはなりません。
- (4) 利用対象者は、人身事故など警察に届け出が必要な事故に関しては、警察へ届け出

- を行い、ロードアシスタンスの実施について警察の許可を得なければなりません。
- (5) 利用対象者は次条の規定により立替えるべき費用および負担すべき費用については、その料金などを支払わなければなりません。
 - (6) 利用対象者は、ロードアシスタンス運営者またはサービス実施者の判断により、共済証書、運転免許証、自動車検査証、その他本人確認資料などの提示を求められた時は、それらを提示しなければなりません。
 - (7) 利用対象者は、ロードアシスタンス提供時において被共済自動車に高価な品物、代替不可能な品物または危険物などが積載されている場合は、その旨を事前にサービス実施者に通知しなければなりません。なお、事前通知を行わなかった場合で、ロードアシスタンス提供後にその積載物に損害が生じた場合、またはその積載物に起因する事故が生じた場合であっても、当組合、ロードアシスタンス運営者およびサービス実施者は、一切その責めを負わないものとします。

第8条（利用対象者の費用立替・費用負担）

- (1) 宿泊移動サポートを利用する場合（次の①および②の場合をいいます。）は、利用対象者はそのロードアシスタンスにかかる費用を現場で立替え、後日当組合に対して、費用立替えの事実を立証できるものの提示をもって、費用精算の請求を行うものとします。
 - ① 代替交通機関（タクシー、バス、レンタカー、電車、飛行機、船舶など）を利用する場合
 - ② 宿泊施設を利用する場合
- (2) 第5条（ロードアシスタンス提供条件と内容）の「■ 利用対象者の負担となる費用」に定める費用は、利用対象者が自ら負担するものとします。
- (3) 利用対象者都合により次の①または②の費用が発生した場合は、その費用は利用対象者が自ら負担するものとします。
 - ① サービス実施者が現場で待機した場合の現場待機費用
 - ② ロードアシスタンスの利用をキャンセルする場合のキャンセル費用
- (4) (2) および (3) の費用をロードアシスタンス運営者が立替えている場合は、利用対象者がその費用をロードアシスタンス運営者に支払うものとします。

第9条（ロードアシスタンス提供時の責任）

- (1) ロードアシスタンスは、サービス実施者の責任において行われるものとし、提供したロードアシスタンスに起因する車両損傷、人身事故、その他損害などについては、当組合およびロードアシスタンス運営者は一切その責めを負わないものとします。
- (2) ロードアシスタンス提供後の車両の修理、整備および保管などについては、利用対象者と受入れ工場などとの間の契約であり、その契約に起因する車両損傷、人身事故、その他損害などについては、当組合、ロードアシスタンス運営者およびサービス実施者は一切その責めを負わないものとします。
- (3) ロードアシスタンス提供時において、被共済自動車に高価な品物、代替不可能な品物または危険物などが積載されている場合は、ロードアシスタンス運営者およびサービス実施者は、その判断によりロードアシスタンスの提供を行わないことができるものとします。また、これを原因として、当組合、ロードアシスタンス運営者またはサービス実施者に損害が生じた場合は、利用対象者はこれを賠償するものとします。
- (4) ロードアシスタンスの提供を行わない場合、またはロードアシスタンスの提供が遅延した場合であっても、当組合、ロードアシスタンス運営者またはサービス実施者は、これを金銭的補償で代替することはいきません。ただし、第11条（特約による共済金の

支払い)の規定による場合を除きます。

第10条 (利用対象者がJAF会員である場合の特則)

- (1) 利用対象者がJAF会員である場合は、次のとおり取り扱います。
 - ① 「レッカーけん引」、「応急処置」の提供を受ける場合は、ロードアシスタンス運営者は原則としてJAFに取次ぎを行います。
 - ② 利用対象者が「応急処置」の提供を受ける場合において、修理・作業を受けるときに消耗品や部品代にかかった費用については、共済期間中1回に限り、7,000円を限度に費用負担を行います。
 - ③ 利用対象者が「燃料切れ時の給油サービス」の提供を受ける場合において、共済期間中2回を限度とします。
- (2) (1)の規定は、利用対象者が直接JAFを手配した場合は適用しません。ただし、JAFによる「レッカーけん引」、「応急処置」の作業着工前に利用対象者が専用デスクにロードアシスタンスの利用申込みの連絡を行い、当組合またはロードアシスタンス運営者の利用承認を受けた場合は、(1)の②および③の規定を適用します。

第11条 (特約による共済金の支払い)

当組合は、ロードアシスタンスが提供対象外となる場合であっても、「ロードアシスタンス特約」または「ロードアシスタンス宿泊移動費用特約」の補償対象となるときに限り、特約の共済金を支払います。

第12条 (ロードアシスタンスの提供期間、中止または変更)

ロードアシスタンスの提供期間は、次の①および②のとおりとします。

- ① ロードアシスタンスの提供が必要となった事象が発生した日において、有効に締結された自動車共済契約の共済期間の初日から末日までとし、その共済契約が共済期間の途中で失効もしくは解除となった日または補償内容の変更を行ったことにより第3条(ロードアシスタンスの提供対象契約)の対象外となった日以降はロードアシスタンスの提供を行いません。共済期間の途中で補償内容の変更を行ったことにより第3条に合致する場合は、その変更日よりロードアシスタンスを提供します。
- ② 被共済自動車検査対象自動車である場合は、被共済自動車の自動車検査証に記載された有効期間の満了する日までをロードアシスタンスの提供期間とします。

第13条 (個人情報の取扱い)

- (1) 利用対象者は、共済証書の記載事項およびロードアシスタンスの提供に必要とされる情報が、ロードアシスタンス運営者に登録されることに同意するものとします。
- (2) ロードアシスタンス運営者が取得した個人情報は、当組合の業務遂行上必要な範囲内で利用することがあります。
- (3) ロードアシスタンス運営者は、共済証書の記載事項およびロードアシスタンスに必要なとされる情報を、サービス実施者に開示できるものとします。

第14条 (代位)

- (1) 当組合は、ロードアシスタンスの費用を第三者に損害賠償請求として請求することができる場合は、提供したロードアシスタンスに対する費用を上限とし、かつ、利用対象者の権利を害さない範囲内で、利用対象者が有する権利を取得します。
- (2) 当組合は、被共済自動車の故障によりロードアシスタンスを提供した場合であって、その原因が、自動車メーカーの無償修理などの対象であったときは、ロードアシスタンス提供にかかった費用を自動車メーカーなどに請求する場合があります。

第15条（訴訟の提起および準拠法）

- (1) 本規定に関して紛議が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。
- (2) 本規定に定めのない事項については、日本国の法令によります。